

1. 件 名：原子燃料工業（株）によるNT-XII型に関する面談（1）

2. 日 時：令和5年8月22日（火）13時00分～13時15分

3. 場 所：原子力規制庁 10階

4. 出席者：

原子力規制庁 原子力規制部 核燃料施設審査部門

松本企画調査官、甫出安全審査官、山後安全審査官

原子燃料工業（株）

東海事業所 燃料製造部 輸送計画グループ長 他1名

5. 自動文字起こし結果：別紙のとおり

音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。

一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

6. その他：

なし

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	はい。それではこれから、原子燃料工業株式会社との、
0:00:06	行政相談を開始いたします。
0:00:08	不開示情報については、発言に注意をしてください。発言してしまった場合には、その場で指摘をお願いします。
0:00:15	発言の前には所属と氏名をお願いいたします。
0:00:19	それでは行政相談として、
0:00:23	どういった話なのか、まず伺いたと思います。どうぞよろしく申し上げます。よろしく申し上げます。
0:00:30	はい。
0:00:30	今回NT12 型、
0:00:34	原燃上げコウノホンダと申しますけどもNT12 がたのですね。
0:00:38	車で運搬確認申請を
0:00:40	この度しようと思っております。してますか。
0:00:45	塗装をにあたり、そして今回
0:00:49	さ、最近
0:00:54	承認を取り直しました際に、各輸送制限個数、
0:00:59	設定されたことを、
0:01:01	がありまして、ちょっとそれに関する解釈のところ、
0:01:08	監視部門、
0:01:10	さんの方とちょっと今議論、
0:01:12	になっているところがありましてちょっと確認をとりたいというのが今日の収支でございます。輸送のイメージとしましては陸上輸送で、
0:01:24	核燃料輸送物としては ■■■■、
0:01:29	オビタイトウ
0:01:30	いうことを考えております。区分Ⅱ輸送にあたっての輸送制限高 ■■■■
0:01:38	なんですけど一応トラックという言葉でございます西洋積算、
0:01:42	輸送しますということで申請をしたところでございます。
0:01:46	内容に当たってですね、一応説明としましては専用積載であること、あと車両には
0:01:56	物理的に吸気
0:01:58	郵送料等は ■■■■しか積まない積めないこと、等々ご説明させていただいておりますけれども、ちょっと輸送制限個数を交通輸送は基本的には認め、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。
- ※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

0:02:10	られないよということが、ちょっとそういったご判断というか、今のところそういう話がありまして、
0:02:16	そこら辺の解釈のところをですね、ちょっと確認。
0:02:21	してくださいということは今ちょっと言われてるところでございます。
0:02:27	ちょっと輸送制限個数に関する考え方として一応原燃工の方からは、
0:02:37	専用積載である。
0:02:42	シーエスアイ管理。
0:02:44	でいうと
0:02:46	専用積算で100まで基本的に認められる。
0:02:50	ていうふうに考えてますということで一応それを根拠に一応考えておたわけですけども、ちょっとそこら辺の解釈をちょっと合理、
0:03:01	でやればという話までならなくて、
0:03:04	ちょっとそのせ、説明をですねちょっと加えなさいというかですね、ちょっとそ総合の時間を取らないと、
0:03:11	許可難しいですというような今お話をいただいたところでございます。
0:03:19	でも、1社かブーで修正するのは、
0:03:24	ここの 以内になさいよというような、
0:03:30	ですね、我々としてはその解釈は正しくないと言う認識ですし、
0:03:39	車両運搬規則とか、
0:03:42	なんかそう読めるんですけども。
0:03:45	なかなか、
0:03:48	ご理解いただけないというところで、この設計承認とかいう承認に、
0:03:53	そういった旨が書い
0:03:55	てないじゃないみたいな話もおっしゃられたりして、ちょっと、
0:04:02	何か困った。
0:04:04	困ったなというところで、ちょっとご相談。
0:04:07	すごい。
0:04:14	そもそも専用積載何で まで輸送可能だという理解ですし、そもそも車両なんで、その車両ごとの個数を管理すれば、
0:04:24	問題ないはずなんですけども、何か車架空としての申請という何かくくりで、
0:04:30	個数を
0:04:32	何か制限しない等というような、
0:04:38	こと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発音者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

0:04:39	言われてしまって法令にはそういったところは特に記載はないという認識なんですけれども。
0:04:52	知らない。
0:04:53	設計承認オプションをご担当される部署としての解釈。
0:05:00	というところ。
0:05:01	ちょっと確認。
0:05:03	させていただいて、素行、こちらの部署だとかうなんですよというところを一つのセット、
0:05:09	材料といえますか。
0:05:11	ざっくりしたところなんですよね。
0:05:20	ステージ、
0:05:22	規制庁サンゴですけれども、
0:05:24	この件については少し確認が必要だと思いますので、この面談で答えが出る、出ないとちょっと難しいのかなと、もう少し背景情報を教えていただきたいと思いますけれども。
0:05:40	等、
0:05:43	どういうあれですかね。
0:05:47	確かブックの確認の申請の中で、輸送方法は見てない。
0:05:55	いうのは、規制庁側の、
0:05:58	何か、
0:05:59	規制庁内の話なのかなとは思んですけどそれを聞くのも変なんですけれども、
0:06:03	申請書自体に輸送方法についてっていうところは、何か、そもそもない。うん。
0:06:10	そうですね。連絡が来たんですけど、その通りでございます。
0:06:18	いや、
0:06:18	なので、あれに、
0:06:21	そういったところが見えないというのであれば補足的な説明で、1Rを野球講師勝見ませんとか、そういったところの補足食うがあれば十分、
0:06:32	そうす。
0:06:34	1車両当たりの
0:06:36	輸送を起こすというのが制限個数値におさまってることは十分に確認できるのではないかなと。
0:06:42	思うんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

0:06:44	はい。
0:06:46	単に規制庁サンゴですけど単に
0:06:51	設計上の制限という数字等、今回郵送するっていう数を、
0:06:58	比べるべきなのかどうかってのはちょっと今確認しますけど置いておいて、
0:07:03	その数gの差が気になるということで、
0:07:10	したというような、
0:07:13	印象を、
0:07:15	ですけども、キタノですか。そういった理解を我々、
0:07:23	しております。
0:07:27	規制庁サンゴですけども、ちなみになんですけども、過去、
0:07:32	こういったことってございました。
0:07:35	見学者ですけども、過去は特になという理解です。例えば、こういう謝礼ですと、
0:07:43	トラブルあるそうした系列ケースですと輸送系、これが輸送制限個数を超える、
0:07:49	ような、
0:07:50	形で今申請をして、
0:07:55	Travellerはもうすでに、はい。1回この斜角ってのは出てるんですか。そうですね。はい。その時は特に、
0:08:06	そのような指摘はなかったと、いうこと。
0:08:11	はい。
0:08:12	すいません、ちょっとウメキぶつってきてたんですけど、Traveller輸送制限個数幾つでしたっけ。
0:08:21	こういう、何ですか、どっち公開か非公開かちょっと、非公開であれば後でマスキングします。はい。
0:08:30	はい。
0:08:31	それに対して、郵送戸数が■■■■が最大。
0:08:44	方が■■■
0:08:49	はい、規制庁サンゴですけど、今大体のところちょっとわかりましたというかそういった背景があって、
0:08:58	今回、設計承認書、
0:09:02	設計上の

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。
- ※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

0:09:04	制限工数という数字の扱いについて改めて、確認しておきたいということが、相談の趣旨だということで、
0:09:13	ちょっと今このままで回答するのも、
0:09:17	そもそものその申請を受ける場所というのは別部門なこともあって、こちらで回答するというのもちょっと、
0:09:28	差し控えたいところもありますので、
0:09:33	本件については少し確認をさせていただきます。
0:09:39	これ以外に何かありましたなんて、今伺っておきますけれども、なるほど。少しそうですね趣旨としては、ちょっとここでちょっと
0:09:53	は、言葉には出せませんが一応輸送時期が迫ってまして、はい
0:09:59	一応これ
0:10:01	オフレコかもしれませんが一応、
0:10:04	ご指導としては、
0:10:06	この3、この数に合わせた、
0:10:10	あわせて
0:10:12	2枚にしてはどうかというような、ちょっと一応そういう、
0:10:16	ことをちょっと言われたりなんかしていました。
0:10:22	すなわちこのそのページで言うこの数字が
0:10:27	合うってなっていない、嘘それがやはりこの時間にかかなり影響してますよというような、
0:10:33	ことをちょっと言われてると思います。
0:10:39	規制庁サンゴですけれども、必要であれば、原子燃料工業側としては、十分な説明をする準備があって、何をすれば、
0:10:50	いいのかというところを、知りたいというところですからそうですねなんか、はい。
0:10:56	補足の資料をカネ力を作って、
0:10:59	ということも一応案でありますけど、その場合、結構
0:11:03	審査に時間がかかりそうだなというようなことを、
0:11:06	言われてますけどその適切な
0:11:09	後、説明の一助になること辺りを教えていただければなど。
0:11:15	ところでございます。
0:11:20	こちらが言うべき話ではないかもしれないんですけども、規制庁の方ですけれども、
0:11:27	今、監視部門の方からは指導を受けられたという話で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※3 一部に不表示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

0:11:35	この
0:11:37	分けるというお話をされたということなんですけども、その場合の輸送の方法っていう
0:11:44	なると、例えば、これもあんまり言えませんが、
0:11:50	前に何台か言って後で、その第2、第2車列みたいな形でっていうふうな形になるのか、それとも、その形態としては変わらず、これが、
0:12:00	2枚モデルということなのかっていうのは、
0:12:03	どのような感じなんですかね。
0:12:06	今の城今現時点ですと、設計公社では変わらないと。はい。
0:12:16	実働としては変わらず、書類をちょっとわかってないっていう。
0:12:21	そうですね。和気。
0:12:26	これから通るっていうので、それはそれでいいんですけど、
0:12:30	どうぞ。
0:12:32	ちょっとわからないなということですね。はい。
0:12:36	一つ、これは資源かもわかりませんが、
0:12:41	例えば、ここに、
0:12:44	1輸送手段あたりとかね。うん。1戦争辺りって、あとで書いて、トータルとしては、
0:12:54	磯志田、何、何、何、何代とかね。
0:12:58	とか、
0:13:00	たとえ船であったら、何戦争とかね、その間は6メートル離しますとか、うん。
0:13:05	だからそれっていうのは、こちらの物の話ではなくて、もうどちらかというと、国交省が所掌する方の話になってくるような感じもするので、
0:13:15	何かちょっと違和感はあるんですけども、もし、先ほどのような指摘が、指摘というか、
0:13:24	事実確認みたいなものですね、下の方からあったのであれば、そういうことも一つのオプションとしては考えられるんじゃないかと。
0:13:37	多分、その専用積載と言ったら、1車両でそれが占有しててっていうことになると思うので、その専用積載の定義自身を、
0:13:48	今一度、
0:13:51	何がしその最終的にました。監視部門管理部の意見があると思う。
0:13:58	思うね。そこまでも、その輸送の実態、
0:14:03	ということを踏まえた上で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※3 一部に不表示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

0:14:06	考えれば、
0:14:08	今、こちらが言ったようなことも、
0:14:11	一つの考え方としてはできるのではないかなというふうには思います。 あくまでちょっと私見ですけれども、ということはお断り申し上げますけど、
0:14:23	規制庁サンゴですけども、ちょっと確認をさせていただくということで、他に何かなければ、これで面談を終わりたいと思います。
0:14:36	それでは、これで面談を終わります。わかりました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。
- ※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。